

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>しらさぎ幼稚園南側道路と南部領辻地区内に入る道路がY字交差点になっており、現在、止まれや一時停止の標識がありません。</p> <p>近くに幼稚園があり、又、サッカー開催時には交通量が激しく危険であるので、標識を設置してほしい。</p>	<p>ご指摘いただいたY字交差点への「止まれ」の設置及び「標識の設置」につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。</p> <p>令和2年5月21日(木)、浦和東警察署交通課の担当者に要望をお伝えいたしました。</p> <p>【浦和東警察署】</p>
2	<p>止まれの交通標識の移設をしてください。</p> <p>122号線の迂回者の増加で、狭い道路でスピードを出して通過する車が多いので、路面に30kmの標示を4箇所お願いします。</p>	<p>ご指摘いただいたT字交差点の「止まれ」の標識の移設につきましては、浦和東警察署交通課が所管となります。</p> <p>令和2年6月9日(火)、浦和東警察署交通課の担当者に「現在設置されている標識が隣地からの樹木で隠れていて見えないため、移設を含めて検討してほしい」というご要望をお伝えいたしました。路上への「30km」の黄色の路面表示の設置につきましても浦和東警察署交通課が所管となっており、同日担当者にお伝えいたしました。</p> <p>このことについて、浦和東警察署交通課の担当者から、『現地を確認しましたが、設置してある標識を移設することは考えておりません。同交差点には道路反射鏡が2面設置してあり安全対策は講じられていること、右方向は見通しが良いこと、そして今まで交通事故が発生していないこと等の状況から、むしろ「止まれ」の標識は撤去すべきと考えています。また、路上への「30km」の黄色の路面表示につきましては、当該規制道路は道路幅員が狭いことと、もう一方の道路は元々規制道路ではないことから、どちらも路面表示の設置はできません。』との回答がありました。</p> <p>【浦和東警察署】</p>
3	<p>大門上、中地区の間にあるグラウンドの所の灰坂を下ると、左側がイオンで右側に浦和美園6丁目第二公園が設置されており、公園内にバスケットゴールがあり、子供の遊び場として利用しております。</p> <p>ところが、この公園の周囲にはフェンスがなく、一部に低木の植樹帯があるのみで、ボール遊びをしている際に路上に飛び出す恐れがあると、常日頃から感じています。</p> <p>そこで、当該公園内にフェンスの設置をお願いいたしたく、ここに要望いたします。</p>	<p>現状、北側、南側、東側は道路に面しており、北側には歩道がありますが、東側、南側には歩道がなく、低木がまばらに植栽されており隙間がある状態です。</p> <p>バスケットゴールがあり、ボールが道路に飛び出ることが懸念されることから、安全対策のため、人の飛び出しを防止する横断防止柵を設置する方向で検討していきます。</p> <p>併せて、公園内にバスケットゴールはありますが、市の公園では原則ボール遊びを禁止としておりますので、バスケットゴール周辺でのバスケットボール以外のボール遊びは禁止であることを利用者の方へ周知してまいります。</p> <p>【都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課、 都市局 都市計画部 都市公園課】</p>

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>【議題内容】 ① 綾瀬川の治水に関して ② 美園小前の貯水池工事内容の詳細について</p> <p>【議題趣旨】 昨年台風第15号、第19号が接近した際に、綾瀬川が増水し、身の危険を感じました。綾瀬川の氾濫リスクをどのように考え、どのような対策を行っているのか(治水事業)について、総合的な説明を希望します。</p>	<p>① 綾瀬川の治水について 綾瀬川の治水についてですが、総合治水事務所においてUR(独立行政法人都市再生機構)と連携し、河川が氾濫する前に一時的に水を溜めるための調節池というものを整備しています。美園地区近辺では、大門下池、大門上池はすでに完成しており、今年度中に新和西上池が完成予定です。 また、下流から順に河川の幅員を拡げているところで、現在、大門上池手前まで拡幅が完了しております。</p> <p>② 美園小前の貯水池工事内容の詳細について ※ 美園小前の貯水池＝大門下池 美園小前の貯水池工事内容の詳細についてですが、総合治水事務所及びさいたま県土整備事務所の両事務所ともに現在行っている工事内容は、大門下池を整備する工事ではなく、他の整備工事で出た土砂を大門下池にて乾燥や改良を行い、その後別の場所へ運ぶという工事となります。 総合治水事務所では、新和西上池を整備する際に出た土砂を大門下池にて改良を行っており、その土砂は江戸川の堤防に使用される予定です。6月4日現在、工事は終了しております。 県土整備事務所では、深作多目的遊水池の土を大門下池にて乾燥や改良をし、再利用できるようにしております。6月9日現在、工事は終了しております。</p> <p>【埼玉県 総合治水事務所、 埼玉県 さいたま県土整備事務所】</p>
5	<p>・見沼有料道路の無料化 国道463号バイパスの有料道路(見沼田圃の高架道路部分)は通行に普通車150円がかかります。 バイパスは既存の463号の混雑緩和のために建設したものと聞いていますが、現在、この有料道路の1日当たりの利用状況はわかりませんが、料金の徴収は高齢者雇用(徴収員として)等のためでしょうか。料金徴収はいつ頃まで続けられるのでしょうか。有料道路の東側は埼玉スタジアムがあり、大学病院の建設予定もあるなど革新的に変化しており、東北自動車道や埼玉高速鉄道等へのアクセスの改善、463号の混雑緩和並びに二酸化炭素排出の削減のためにも、無料化を早期に実施すべきと考えます。 また、国道463号バイパスには他に有料道路はあるのでしょうか。</p>	<p>国道463号バイパスの有料道路は、「東西方向の幹線道路の整備が遅れている」という埼玉県の道路事情、特にさいたま市浦和区を中心を通る一般国道463号においては慢性的な交通渋滞を招き、地域発展の障害となっていることを踏まえ、交通の円滑化と安全性の向上を図り、地域住民の福祉増進及び産業経済の発展に寄与するため、短期集中投資にて早期に建設可能な有料道路として整備したものです。このため、料金徴収は建設費の償還を目的としております。 国道463号バイパスには、「新見沼大橋有料道路」の他に「新浦和橋有料道路」が存在しましたが、「新浦和橋有料道路」は既に無料開放されており、現在は「新見沼大橋有料道路」の他に有料道路はございません。 「新見沼大橋有料道路」の利用状況は1日平均7,291台(昨年度実績)ですが、一般有料道路は料金徴収期間が原則30年とされており、新見沼大橋有料道路の無料開放は令和8年11月を予定しております。</p> <p>【埼玉県道路公社】</p>

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>・緑区中尾自然緑地（島忠ホームセンター駐車場北側）の整備及び管理 中尾自然緑地は素晴らしい緑地空間となっていますが、ほとんど利用されていないように思われます。定期的に樹木の剪定や雑草刈りはされているも、公園内には大木の切り株や大きな石がいくつもあり、子供の遊び場としては危険であり、家族連れや高齢者の憩いの場、相互の交流と親睦の場としての利用も制限されます。</p> <p>緑地公園としてベンチの増設やテーブルの新設、夜間も安全に利用できるよう公園内にLED街路灯等の整備を検討していただきたい。</p>	<p>ご要望の「中尾自然緑地」は、「中尾自然緑地」及び「中尾第二自然緑地」の2つの緑地で構成され、いずれも、さいたま市みどりの条例に基づく「自然緑地」に指定しております。</p> <p>この緑地は、公開型緑地として広く市民に緑を体験していただくため、倒木等の危険が懸念される場合を除き、できる限り本来の樹林地の姿を残すような維持管理を行っています。</p> <p>このため、利用者の安全面を考慮した注意喚起を行いながら、ご提案の切株や大きな石の除去につきまして検討してまいります。また、ベンチやテーブル等の設置につきまして今後の維持管理における参考意見とさせていただきます。</p> <p>次に、緑地内へのLED街路灯の設置につきましては、当該緑地は昼間の利用を想定して整備・維持管理を行っているものであり、夜間利用者が増加することで、騒音等近隣に影響を及ぼす可能性がありますので難しいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【都市局 都市計画部 みどり推進課】</p>
7	<p>・駒前第二公園の遊具設備について 駒前第二公園の滑り台が使用禁止の状態が続いて久しいところですが、修理・改良または撤去の予定はどのようになっていますか。何時までも放置できないと思いますが、駒前第二公園だけの状況でしょうか。</p>	<p>市内全域の使用中止遊具につきましては、令和2年度中に修繕または撤去を完了し、撤去したものについては令和3年度以降に順次再設置を行う方針としております。</p> <p>駒前第二公園の滑り台につきましては、令和2年度中に撤去し、令和3年度再設置することを予定しております。</p> <p style="text-align: center;">【都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課】</p>
8	<p>・駒前ふれあい公園内の掲示板について 駒前ふれあい公園は10年前に整備されましたが、開設以来、公園内の掲示板が利用されていません。</p> <p>緑区役所経由で一度、さいたま市・区からの広報物や自治会の広報物を掲示できないか確認しましたが、「災害対策連絡等を表示する目的に設置したものであるため、自治会にお貸しできない」との回答がありました。</p> <p>しかし、公園開設時の「中尾不動産駒前公園最終決定案説明書」には、</p> <p>1、地元駒前自治会との協議内容 1-⑫ 公園利用上の看板について 1-②設計の方針 …「公園の利用のルール案内看板を正面入り口付近に配置あわせて、自治会・さいたま市からのお知らせ掲示板を合わせて配置」とあります。</p> <p>従って、① 家族・子ども連れ・高齢者等の利用もあり、掲示板の利用を図りたいです。</p> <p>② 掲示板の位置は南北のラインに設置されており、冬の北風で自治会の他の掲示板のチラシ・ポスターが吹き飛ばされている状況なので、北側を背に移転することが必要となります。</p>	<p>駒前ふれあい公園の掲示板について、改めて確認しましたところ、市・区からの広報物や自治会の広報物の掲示にご利用いただけることがわかりました。</p> <p>設置位置につきましては、予算が確保でき次第、位置変更を行う方向で検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課】</p>

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>○ 要望文 東浦和駅舎、見沼通船堀ビジターセンター、バスターミナル創設で活性化を 1. 東浦和駅舎整備（駅舎狭小解決と活用で駅長不在駅から在籍駅に） 2. 見沼通船堀ビジターセンターとバスターミナル（平面）を創設 （臨時グランド公園予定地に）（栃木県足利学校周辺の整備、他を参考に） ● 「国指定史跡」の全体像が映像、資料展示などを交えて子供たちに郷土の歴史を学ぶ場となる。郷土愛と誇りがもてるとよいです。トイレ、レストラン、特産品販売で地域活性化。市内、県内、近隣より見学に来て、大型バスを駐停車するスペースが確保できる。 ● 鈴木家住宅、民家園、大崎清掃事務所、浦和美園駅周辺のスマートシティ構想との連携を図る。 ● 駅前ロータリーの狭小をカバーできる。埼玉スタジアム、大崎清掃事務所、緑の広場までの臨時バス乗降を移動させることができる。 ● 見沼通船堀のアピールが市民のウォーキング普及につながり、健康維持。</p> <p>○ 要望趣旨・質問内容 本件議題は、東浦和のまちづくりに関するものです。 東浦和のまちを国指定史跡「見沼通船堀」を核とし、大間木公園にバス交通環境を整備し、他県・他市町村の見学者を受け入れ、地域全体を活性化していただきたいと考えています。その契機として議題を提起しました。下記について、市の考えを伺います。 (1) 今後の東浦和駅周辺のまちづくりの方向性について (2) 東浦和地区のバス交通環境の整備について （狭小な駅前バスロータリーの改善について） (3) 今後の見沼通船堀公園・大間木公園の整備計画について (4) 国指定史跡 見沼通船堀の発信及びそのための施設整備について</p>	<p>(1) 今後の東浦和駅周辺のまちづくりの方向性について 東浦和地区では、良好な住環境を備えたまちづくりを目指して、「中丸」「駒前」「中尾第一」「中尾第二」の各区画整理組合や都市基盤整備公団とともに、地区内の区画整理事業を実施しております。 東浦和駅周辺を含む東浦和第一土地区画整理事業につきましては、平成14年12月6日の換地処分により事業が終了しており、現在はJR東浦和駅から北西約1.5キロメートルに位置する面積約76.7ヘクタールの緑豊かな区域について、施行済地区との一体的なまちづくりを進めるため、市が施行者となり東浦和第二土地区画整理事業を実施しているところです。</p> <p>(2) 東浦和地区のバス交通環境の整備について（狭小な駅前バスロータリーの改善について） 東浦和駅の駅前広場につきましては、都市計画道路の位置付けはなく、抜本的な整備の予定はありませんが、今後、状況を確認の上、必要に応じてバス事業者と調整してまいります。</p> <p>(3) 今後の見沼通船堀公園・大間木公園の整備計画について 見沼通船堀公園は、大間木公園を含む見沼代用水西縁から芝川までの約13.2ヘクタールを区域として、国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園として整備することを計画しております。 公園には池を造成し、草原広場や通船体験広場、分区園、公園管理センターなどを整備することを計画しており、現在は、用地取得に向けた地権者との交渉を進めております。</p> <p>(4) 国指定史跡 見沼通船堀の発信及びそのための施設整備について 見沼通船堀につきましては、現在、再整備工事を実施して史跡を保存しながら散策しやすい環境に整えており、昨年度は閘門開閉実演を5年ぶりに再開して、多くの方に御覧いただきました。 見沼通船堀は、わが国有数の古さである閘門式運河であり、令和元年9月には、見沼代用水（通船堀を含む）が世界かんがい施設遺産に登録されるなど、世界に誇る文化資源であることから、民家園などの周辺施設や関係する方々との連携を図りながら、今後も公園の整備に合わせて、見沼通船堀の発信を行ってまいります。</p> <p>【(1) 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所 (2) 建設局 土木部 道路環境課 (3) 都市局 都市計画部 都市公園課 (4) 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護課】</p>

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容																																																																																																															
10	<p>「さいたま市緑の基本計画」は、さいたま市の緑化推進に関する総合的な計画であり、計画に位置づけられた緑の将来像の実現に向けた具体的な取組みを定めた「アクションプラン」を策定しているが、アクションプランは今年度が終了年度となっている。今後の緑化推進に関するプランを策定する上での現状把握・検証として、下記の事項について伺いたい。</p> <p>【質問事項】</p> <p>(1) さいたま市の緑区の現況（緑被地面積・緑被率・区民1人当たりの都市公園面積等）について、直近データを示し、計画策定時との比較をしてください。</p> <p>(2) 「① 斜面林・屋敷林の面積」、「② 生産緑地の面積」、「③ 生け垣制度の助成実績・保存樹木の指定制度の指定件数」及び検証結果（成果）をそれぞれ示してください。</p> <p>また、緑区の自然環境に魅力を感じて、自らの生活の場をこの地に求めた多くの区民の中に、「風かおる緑」のみを享受しながら、一方で樹木との共存を否定する住民も存在している事実を認識し、「自然と共生するまちづくり」は日常的な住民意識のありようで達成できることを学習してもらう方を講じる必要があると思ひ、提案をいたします。</p> <p>【提案】</p> <p>緑に関するプラス効果（暑さの軽減・二酸化炭素の吸収等）の再認識と共有意識の定着に向けての継続的なPR活動の実施</p> <p>なお、年に1度のキャンペーンではなく、冊子などの作成・配布が良いと考えます。</p>	<p>・質問事項(1)、(2)緑の現況の把握と検証について</p> <p>緑の現況の把握と検証につきましては、本年度と来年度の2か年で緑の基本計画の改訂を予定しており、計画期間中の施策実施状況等を確認しながら、緑の現況の把握と検証を実施してまいります。</p> <p>なお、参考として、ご質問いただいた事項（斜面林等の面積・本市の緑の保全・創出施策の実績）について回答いたします。</p> <p>① 斜面林・屋敷林の面積について</p> <p>斜面林・屋敷林の緑の量の変化につきましては、緑被現況調査では集計しておりません。</p> <p>ただし、本市では、斜面林の保全のため、見沼たんぼ内の斜面林の公有地化を進めており、平成29年度以降、0.5haの斜面林を取得し保全に努めています。</p> <p>② 生産緑地の面積の推移について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積(ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>392.82</td> <td>さいたま市緑被現況調査時の指定状況</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>388.55</td> <td>さいたま市緑被現況調査時の指定状況</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>311.05</td> <td>直近の指定状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 生け垣助成制度・保存樹木の指定制度の実績について（所管部署：（公財）さいたま市公園緑地協会）</p> <p>【生け垣助成制度実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>生垣延長(m)</th> <th>補助金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>15件</td> <td>177</td> <td>1,538,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>14件</td> <td>104</td> <td>1,028,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4件</td> <td>32</td> <td>353,000</td> </tr> <tr> <td>3か年累計</td> <td>33件</td> <td>313</td> <td>2,919,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保存樹木奨励金交付実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>本数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>102件</td> <td>278</td> <td>1,754,520</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>100件</td> <td>266</td> <td>1,676,530</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>97件</td> <td>261</td> <td>1,647,790</td> </tr> <tr> <td>3か年累計</td> <td></td> <td></td> <td>5,078,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、参考ではございますが、市街地の緑化を推進するための取組みとして、市では建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成する「みどりの街並みづくり助成制度」を実施しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">屋上緑化</th> <th colspan="3">壁面緑化</th> <th colspan="3">沿道緑化</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>緑化面積</th> <th>助成金額</th> <th>件数</th> <th>緑化面積</th> <th>助成金額</th> <th>件数</th> <th>緑化面積</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0件</td> <td>0.00㎡</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0.00㎡</td> <td>0円</td> <td>10件</td> <td>143.56㎡</td> <td>1,055,000円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2件</td> <td>53.00㎡</td> <td>510,000円</td> <td>1件</td> <td>39.00㎡</td> <td>760,000円</td> <td>12件</td> <td>156.01㎡</td> <td>1,011,000円</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>2件</td> <td>46.00㎡</td> <td>427,000円</td> <td>2件</td> <td>88.00㎡</td> <td>1,573,000円</td> <td>3件</td> <td>32.78㎡</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> <td>99.00㎡</td> <td>937,000円</td> <td>3件</td> <td>127.00㎡</td> <td>2,333,000円</td> <td>25件</td> <td>332.35㎡</td> <td>2,316,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ご提案について</p> <p>住宅地における樹木の減少につきましては、ご指摘いただきました原因の他、維持管理費等の金銭的負担や高齢化による体力的な負担、開発需要への対応など、様々な要因があるものと認識しております。</p> <p>住宅地の緑を「守り・つくり・育てる」ためには、地域に住む皆様の理解と協力が不可欠です。このため、ご提案いただきました「緑に関するプラス効果（暑さの軽減・二酸化炭素の吸収等）の再認識と共有意識の定着に向けての継続的なPR活動」につきまして、イベントだけでなく様々な機会を通じて多様な手法で情報発信を継続的に行い、緑の維持管理に地域住民が関わることができるような仕組みづくりを研究してまいります。</p> <p>【都市局 都市計画部 みどり推進課】</p>	年度	面積(ha)	備考	平成17年度	392.82	さいたま市緑被現況調査時の指定状況	平成22年度	388.55	さいたま市緑被現況調査時の指定状況	令和元年度	311.05	直近の指定状況	年度	件数	生垣延長(m)	補助金額(円)	平成29年度	15件	177	1,538,000	平成30年度	14件	104	1,028,000	令和元年度	4件	32	353,000	3か年累計	33件	313	2,919,000	年度	件数	本数	金額(円)	平成29年度	102件	278	1,754,520	平成30年度	100件	266	1,676,530	令和元年度	97件	261	1,647,790	3か年累計			5,078,840		屋上緑化			壁面緑化			沿道緑化			件数	緑化面積	助成金額	件数	緑化面積	助成金額	件数	緑化面積	助成金額	H29	0件	0.00㎡	0円	0件	0.00㎡	0円	10件	143.56㎡	1,055,000円	H30	2件	53.00㎡	510,000円	1件	39.00㎡	760,000円	12件	156.01㎡	1,011,000円	R1	2件	46.00㎡	427,000円	2件	88.00㎡	1,573,000円	3件	32.78㎡	250,000円	合計	4件	99.00㎡	937,000円	3件	127.00㎡	2,333,000円	25件	332.35㎡	2,316,000円
年度	面積(ha)	備考																																																																																																															
平成17年度	392.82	さいたま市緑被現況調査時の指定状況																																																																																																															
平成22年度	388.55	さいたま市緑被現況調査時の指定状況																																																																																																															
令和元年度	311.05	直近の指定状況																																																																																																															
年度	件数	生垣延長(m)	補助金額(円)																																																																																																														
平成29年度	15件	177	1,538,000																																																																																																														
平成30年度	14件	104	1,028,000																																																																																																														
令和元年度	4件	32	353,000																																																																																																														
3か年累計	33件	313	2,919,000																																																																																																														
年度	件数	本数	金額(円)																																																																																																														
平成29年度	102件	278	1,754,520																																																																																																														
平成30年度	100件	266	1,676,530																																																																																																														
令和元年度	97件	261	1,647,790																																																																																																														
3か年累計			5,078,840																																																																																																														
	屋上緑化			壁面緑化			沿道緑化																																																																																																										
	件数	緑化面積	助成金額	件数	緑化面積	助成金額	件数	緑化面積	助成金額																																																																																																								
H29	0件	0.00㎡	0円	0件	0.00㎡	0円	10件	143.56㎡	1,055,000円																																																																																																								
H30	2件	53.00㎡	510,000円	1件	39.00㎡	760,000円	12件	156.01㎡	1,011,000円																																																																																																								
R1	2件	46.00㎡	427,000円	2件	88.00㎡	1,573,000円	3件	32.78㎡	250,000円																																																																																																								
合計	4件	99.00㎡	937,000円	3件	127.00㎡	2,333,000円	25件	332.35㎡	2,316,000円																																																																																																								

令和2年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	<p>・東浦和8～9丁目、大間木1～3丁目の自治会の再編について 過去の土地区画整理で東浦和1～7丁目までは、自治会の区域が町丁目に合わせて整理されたところでした。 現在、土地区画整理を行っている大間木地区は、2～3丁目は一つの自治会（水深自治協力会）となっていますが、今後2、3年のうちに整理される「1丁目」部分は会梅自治協力会と内谷自治協力会の区域が交わっています。 今後、市（または区）として「1丁目」部分の自治会区域の設定について、町丁目に合わせて整理するなど主体的に取り組むようなことがあるか伺いたい。</p>	<p>自治会は地域コミュニティを形成する、地域住民の皆さまの団体であるため、自治会の区域は自治会で設定していただいております。 大間木1丁目、東浦和8～9丁目における自治会区域につきましても、ご関係の皆さまのご理解が得られるようお話し合いください。</p> <p>【緑区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
12	<p>・念仏橋周辺における今後の芝川治水対策について 2019年10月、台風第19号の時、浅間下自治会内は床下浸水には至りませんでした。くろぶしまでの水位の出水がありました。 自治会内の排水路は芝川に注いでいるので、台風の翌日、念仏橋近辺の出水の状況を確認しましたが、橋の下流側は川面と調整池の区別はなく、大きな池と化し、橋の上流側は調整区域の畑も広範囲に一面の大きな池となっていました。 念仏橋周辺における今後の芝川治水対策については、河川工事、遊水池の拡大などが必要と思われるが、県が実施している芝川西側の遊水池工事の完工時期を含め、今後の治水対策の実施内容について、説明してください。</p>	<p>芝川の河川改修事業についてですが、現在、埼玉県にて念仏橋周辺にて土砂の除去・木の伐採および調整池の整備を実施しております。 土砂の除去・木の伐採については念仏橋から調整池までの範囲は7月ごろ終了予定です。 また、時期は未定ですが、念仏橋の架け替えを含めた拡幅工事を検討しています。 調整池については、右岸部分に新たな調整池を掘削中であり、掘削作業は順調に実施しております。 なお、見沼通船堀周辺の芝川につきましては、文化財保護のため、河川改修及び応急工事が困難となっておりますが、早期改修及び越水部の応急対策につきまして、市より河川管理者である埼玉県へ協議会等を通じ、要望していきたく考えております。</p> <p>【埼玉県 さいたま県土整備事務所、建設局 土木部 河川課】</p>
13	<p>・台風及び豪雨での洪水対策について 昨年の台風第19号で芝川の越水が発生し、下山口地区の畑及び一部住居地での浸水が発生しました。 今後、台風第19号規模、あるいはもっと大きな規模の台風が来ることが予想され、このままでは田畑はもちろんのこと、下山口地区で床下・床上浸水が発生することが考えられます。 見沼新基本方針（1995年合意）で芝川改修、及び調整池の建設は行政（埼玉県・さいたま市）の役割となり、川口地区、大宮地区の芝川改修工事は終わり、調整池も下山口地区地権者が提供した部分は終わっておりますが、八丁橋以北の芝川改修工事のみが実施されていない区域となっています。 さいたま市から埼玉県に対して、上記部分の芝川改修工事を早急に行うよう、強く要望していただきたい。 また、上記工事の調整に長期間を要するようであれば、今回越水した部分だけでも応急工事を実施し、台風第19号規模であれば越水しないよう対策を講じていただきたい。</p>	